

四日市市告示第170号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(2) から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 歯科衛生士</u></p> <p><u>(11) 美容師</u></p> <p><u>(12) 製菓衛生師</u></p> <p><u>(13) 調理師</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修</p>	<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1) 看護師</p> <p>(2) から(9)まで (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修</p>

了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間(その期間が3年を超えるときは3年)とする。

2及び3 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

附則

1 (略)

2 この要綱は、平成31年3月

了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間(その期間が2年を超えるときは2年)とする。

2及び3 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

附則

1 (略)

2 この要綱は、平成28年3

31日限り、その効力を失う。

月31日限り、その効力を失
う。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市長

申請者

印

四日市市（高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金）の支給を受けたいので下記及び裏面により申請します。 ※いずれかを○で囲んでください。

フリガナ				生 年	年 月 日
氏 名				月 日	(歳)
(個人番号)		()			
住 所		(〒 -)		電話	
過去の受給の有無		過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが (ある・ない)			
養成機 関及び 修業内 容につ いて	養成 機関名				
	住 所			電話 ()	
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ その他 ()			
希望する支払い金融 機関	金融機関名			口座の種類	普通・当座・ その他
	支店名			口座番号	
	口座名義 (フリガナ)				
児童扶養手当の受給 状況	受給している		受給していない ()		
高等職業訓練促進給付金等の支給事務に当たり、四日市市長が市の保有する私に関する個人情報 () を利用することに同意します。 年 月 日 住 所 氏名 印					

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第9条第1項の規定による支給決定をされた者は、改正後の四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第9条第2項の規定により請求を行うことができる。
- 3 前項に規定されているもののほか、この要綱の施行前に旧要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)